

「小川清太見聞録」に見る藩主の日常生活 —「小川清太見聞録」の紹介—

袖 吉 正 樹

はじめに

加賀藩主の日常生活を具体的に示す史料は少ない。藩主について知り得るものとして、まず『御夜話集』が挙げられる。藩主では、初代利家から8代重熙（6代吉徳を除く）までの言行などが記述されているが、日常生活については窺い知れない⁽¹⁾。また、藩主の誕生から死までの人生儀礼（誕生・御七夜・御宮参り・髪置・袴着・元服・婚礼・葬儀など）の各行事の様子を示す史料も残されているが、断片的にわかる程度であり、日常生活を直接示すものではない⁽²⁾。

さらに、藩主の書き残した日記類も多く残されているが、日記には人事や財政など公務に関わる記事が多く、藩主自身の行動や日常生活については、断片的に知り得るだけである⁽³⁾。

このように、藩主の日常生活を直接示す史料が少ない中、本稿は、13代藩主前田斉泰に近習として仕えた小川清太の見聞録を通して、藩主の日常生活を具体的に窺える部分を紹介すると共に、藩主の側に仕え、日常の世話をする役人である「御側廻り」と「御次内」についても紹介するものである⁽⁴⁾。

1. 小川清太について

小川清太の通称は仙之助、諱は正明、後に清太と改名。小川清太の経歴については、「小川清太履歴書一件」（石川県立歴史博物館加賀藩士小川家文書）がくわしい⁽⁵⁾。それによると、小川清太は、8代友之助の嫡子として、文政11年（1828）に生まれ、嘉永3年（1850）7月亡父友之助の跡目を相続し、遣知160石を拝領し、組外御番頭支配となり、同年9月組入りしている。同5年5月越中伏木浦出船仮御横目、同6年中納言様（13代藩主斉泰）御近習となり、文久3年（1863）多慶若様（前田家16代利嗣）御抱守、元治元年（1864）南御土蔵奉行并書写奉行・御書物奉行兼帶となる。元治元年11月兵士御使役を命じられ、禁裡御守衛として京都に派遣されている。さらに、慶応元年（1865）新兵御番頭、同4年銃隊物頭として、再度京都に遣わされる。

小川清太が大いに活躍するのは、慶応4年閏4月、戊辰戦争に際し、箕輪隊（箕輪知太夫）と共に藩兵を率い越後へ出発し、北越戦争に参戦し、鯨波の戦いで功績を挙げたことである。清太の経歴を見ると、前半と後半とでは大きく変わっている。即ち、前半は、文官（役方）として、後半は、武官（番方）として活躍していることが窺える。

版籍奉還後の明治2年（1869）に、金沢藩の大隊長に任じられ、後大属などを歴任し、廢藩置県後の明治8年には、石川県から2等警部を任じられ、明治12年に金沢警察署長となるなど、警察関係の職に就き、忠告社にも関わっている。明治13年1月警察から河北郡長に転じ、次いで明治23年7月羽咋郡長、明治23年12月鹿島郡長を歴任し、明治42年7月に死去している。

小川清太（仙之助・正明）略歴

年号	西暦	事項	備考
文政11年2月8日	1828	誕生（小川友之助嫡子）	
嘉永3年7月13日	1850	跡目相続、160石持領、組外御番頭支配	
嘉永3年9月16日		組外御番頭組へ組入	
嘉永5年5月17日	1852	越中伏木浦出船仮御横目	
嘉永6年7月27日	1853	中納言様御近習勤仕	中納言（13代藩主前田斉泰）
文久3年8月11日	1863	多慶若様御抱守 若御前様御用達并金谷御広式御用達兼帶	多慶若（前田家16代利嗣） 金谷御広式御用達（嘉永7年10月21日仰付）
元治元年4月4日	1864	南御土蔵奉行并書写奉行・御書物奉行兼帶	南御土蔵奉行（天保4年2月22日御書物奉行并書写奉行兼帶、御書物奉行より南御土蔵奉行兼帶）
元治元年11月晦日		兵士御使役 禁裡御守衛兵士御使役	役料銀20枚
慶応元年5月18日	1865	御守衛詰中御作事御用兼帶	
慶応元年5月23日		新兵御番頭、御守衛詰中御作事御用兼帶	役料知100石（諸頭系譜では、役料知150石）
慶応4年正月9日	1868	銃隊物頭	銃隊物頭（慶応3年10月29日仰付）、座列多慶若様附御歩頭次仰付、役料知150石
慶応4年3月7日		御内用として京都へ遣わされる 御用中組御指省	
慶応4年閏4月6日		当分割場御用兼帶	慶応4年閏4月7日割場御用兼帶御免
慶応4年閏4月18日		箕輪知太夫と共に北越出兵	
慶応4年8月朔日		金沢表へ凱旋	
明治元年12月29日	1868	150石加増、都合310石	「出陣度々遂奮戦、指揮方行届抜群之勲」
明治2年3月19日	1869	組頭並、割場御用	役料知150石、元文4年以来200石
明治3年	1870	清太と改名	

註「小川清太履歴書一件」（石川県立歴史博物館加賀藩土小川家文書）、「御礼之次第」「諸頭系譜」（金沢市立玉川図書館近世史料館）などにより作成。

2. 「小川清太見聞録」について

「小川清太見聞録」は、文字通り小川清太が実際に見聞したことを、近藤磐雄が書き記し纏めたものであり、藩主斉泰の事蹟を中心に幕末加賀藩の諸事項が記されている。

本稿では、藩主の日常生活を具体的に窺える部分と、藩主の側に仕え、日常の世話をする役人についても紹介するが、斉泰は、天保9年(1838)4月金沢城二の丸御殿「居間書院」において、政事について詮議する日を定めて、年寄・家老などを出席させ意見を聞いていたが⁽⁶⁾、小川清太が近習御用を勤めていた頃は、二の丸御殿の「御用の間」で政務を行い、「御居間」で日常を過ごしていたようである。藩主斉泰の日常生活については、小川清太が、嘉永6年(1853)7月から文久3年(1863)8月までの10年間、斉泰の近習として仕えており、その間の様子を示したものである。

藩主の日常生活に関わる史料があまり残されていない理由の一つに、藩主の側に仕え、日常の世話をする役人である近習役は、近習勤仕に際し、天罰起請文を提出しているが、その中で、近習御用などで職務上知り得た事項は、役儀が指除かれた後であっても、たとえ親子・兄弟・朋友でも決して一切他言しないことを誓っていることからも窺い知れると思う⁽⁷⁾。

「小川清太見聞録」は、小川清太の談話を近藤磐雄が取り纏めたものであるが、記録者が近藤磐雄であることに注目したい。即ち、金沢藩では、明治2年(1869)12月前田家14代慶寧が、旧加賀藩と前田家の歴史編纂を目的に家録方を設置し、史料の収集を行っており、さらに、明治16年15代当主利嗣が慶寧の編纂事業を引き継ぎ、東京本郷邸内に編輯方を設け、編纂事業を進めている。

この編纂事業に、森田平次・野口之布・世良太一・石崎謙・永山近彰・戸水信義・近藤磐雄・岡田

棟・安井顕比らが当たっており、さらに、明治24年政府から旧金沢藩の事蹟中、明治維新前後に於ける国事に関する諸記録などを提出するよう命令が出されている⁽⁸⁾。

それらの史料収集・編輯事業の一環として行われた中の一つの成果として、「小川清太実歴話稿」を挙げることが出来ると思う⁽⁹⁾。これは、明治26年8月14日から26日まで8回に亘り東京本郷邸などにおいて、野口之布・安井顕比・岡田棟・加藤恒・石崎謙・永山近彰らが参席し、小川清太から北越戦争を中心とした談話を聞き取り、纏められたものである。つまり、この「小川清太見聞録」も、見聞録の中に野口が編輯方に居りとの事が記されていることから、明治20年代に前田家編纂事業の過程で行われたものと思われる。また、小川清太は、明治26年8月に前田利嗣から前田家の家政評議員を委嘱されており、そのことも関わっていると思われる。

なお、本稿は、郷土史家でもある氏家栄太郎が、昭和9年12月に前田家尊経閣文庫で書写した「小川清太見聞録」（上中下巻）を底本としている⁽¹⁰⁾。

「小川清太見聞録」は、上中下の3巻から成り、その内容は以下の通りである。

なお本稿収録箇所は、太字で表示してある。

上巻目録

- 第一 君侯身上ニ関スル逸話
- 第二 北越出兵録
- 第三 加賀藩ト大隊旗
- 第四 宮城七門ノ守衛
- 第五 加賀藩ノ信任
- 第六 守衛兵ノ員数
- 第七 築地ノ警衛
- 第八 銃隊ノ訓練
- 第九 加賀藩武芸ノ一変
- 第十 京都守衛兵
- 第十一 会議所
- 第十二 君侯へ直奏
- 第十三 建仁寺
- 第十四 建仁寺仮屋ノ建築
- 第十五 岡崎新屋敷
- 第十六 御松囃子
- 第十七 君侯被服
- 第十八 本多播磨守
- 其一 北越戦功調査
- 其二 武芸稽古ノ改革
- 其三 中隊長派ト割場派トノ紛議
- 其四 雜
- 第十九 長家ノ名士
- 第二十 君侯日常ノ生活

中巻目録

- 第一 津田鳳卿
- 第二 施政一班
- 第三 「御側廻」ト「御次内」
- 第四 御用ノ間
- 第五 土藩ノ士強テ築地ノ関門ヲ過キントス
- 第六 京都ニテ他藩ヲ殺セルモノヽ处分
- 第七 某総督官
- 第八 横浜ノ警衛
- 第九 加藩仏式兵制ノ起原
- 第十 招魂社
- 第十一 加藩蘭式兵制ノ起原
- 第十二 大野便吉ト武田友月
- 第十三 錢屋五兵衛
- 第十四 輸出米
- 第十五 薩摩ノ軍艦ト七尾ノ造船所
- 第十六 三好軍太郎（隊長ノ心得如何）

下巻目録

- 第一 君辺ノ雑事
- 第二 辰巳用水ノ改良
- 第三 北越出兵録編纂ノ顛末
- 第四 加賀藩初期ノ留学生
- 第五 京都御守衛ノ整頓
- 第六 斎泰公醒ヶ井ノ所感
- 第七 京都守衛雑事
- 第八 箕作貞一郎
- 第九 永原甚七郎
- 第十
- 第十一
- 第十二 壮猶館ト銃隊トノ関係
- 第十三 沢田義門
- 第十四 斎藤金平
- 第十五 萩原八平
- 第十六 斎藤門外ニテ有名ナル武術家
- 第十七 関沢安左衛門
- 第十八

小川清太談　近藤磐雄録

上巻 十二 君侯へ直奏

士分以上ハ御前ヲ願ヒ、直接ニ言上スルコトヲ得、此場合ニハ組頭同行シ、御近習頭ヲ以テ御前ヲ願フ旨申上ヶ、同席ニテ申上クルコトナリ、但中納言様杯ハ屢々御居間書院ニ召サレ、御人扱ニテ、近フト仰セラレ、接近シテ御間アリ、如何ナルモノモ御前ニ出ツレハ、想ノ外ナル君命ノ辱キニ感シテ、落涙スルヲ常トセシ

(頭注)

「陸義猶日ク、宮本頼三ハ金沢ノ會議所ニ出テ、建言シ、其為御意セラレテ、擢用セラレシモノアリ、戸水日ク、宮本ハ松任本誓寺地中、某小寺ノ住職ノ弟也」

君侯此等ノモノハ、話ヲ御聞キノ内ハ「ウンウン」ト仰セアルノミ、分カラヌコトハ御尋アレト、御返事ハナキコトナリ、建白モ等ク御返事ナシ

建白ハ非常ニ夥シ、横目ノ上書亦タ多シ、各横目誓詞ノ上ハ、其範囲内ノコトヲ上申ス、要スルニ、当路言路ハ能ク聞ケ居タリト信ス

第二十三 君侯日常ノ生活

(午前8時)

君侯御目覚ノ時刻ハ朝五ツニ定マレリ、御近習頭取此刻限ニ御目覚ヲ申上クル

君侯御目覚メニナレハ、直クニ御手水場ノ戸ノ前ニ伺候ス、御近習ハ其間ニ御床ヲ片附ケ、室内ヲ掃除ス、君侯ハ御手水場ヨリ直チニ御居間ニ赴カル

御居間ト云フハ、御上段ノアル処ナリ、今云フ御居間ハ通常御寝所ト称ス、別ニ又タ実際ノ御寝所ナリ

配膳役又タ君侯ノ御後ヨリ御刀ヲ持チ行ク

御居間ニテ君侯御嗽ヒアリ、配膳役盆ニ嗽ヒ桶ト塗盥トヲ戴ヒ持チ来ル

御嗽ヒ終レハ直チニ御湯殿ニ赴カレ、丸裸ニナリテ風呂桶ニ入ラル、湯殿ニハ風呂ノ外、懸リ湯等ノ準備アリ、君侯御自身ニテハ御顔丈洗ハル、其外ノ部分ハ御湯殿役ノ御近習勤仕一切之ヲ洗フ

御近習勤仕中、予テ御櫛役ト御湯殿役ノ区別アリ

御湯終レハ、御召物ヲ据台ニ戴セ、御湯殿ノ次ノ間ニ持チ行キ之ヲ召サス、之ハ御近習頭取ノ仕事ナリ、此ニ於テ君侯肩衣袴ノ御服装トナラレ、御居間ニ至ラル

是時配膳役ハ御居間ヘ御膳ヲ持参シ、御櫛役ハ御櫛箱ヲ持参シ、君侯ハ食事ト結髪トヲ同時ニ始メラル

御食事中奥取次読上物ヲ持参シテ、御居間ニ来リ之ヲ読ム、時トシテハ奥取次兩人モ来ルコトアリ、君侯食終レハ直ニ御奥ニ赴カル、此時御鈴役先ツテ御鈴口ニ至リ、御奥入りノコトヲ報シ、同処ニ待チ居ル君侯御起座アレハ、奥取次読上物ヲ打捨テ、御供ヲナシ、配膳役ハ右手ニ御鼻紙台ヲ、左手ニ御刀ヲ携滞シ、御鈴ノ間ノ前ニテ奥取次ニ渡ス、奥取次之ヲ御鈴口ニ持チ行キ女中ニ渡ス

御鼻紙台ハ一尺角ニ、深サ二寸斗ノ小蓋ニテ、内ニ白紙及箸ヒ、其他七ツ道具ノ如キモノヲ入レ、大抵萌黄ノ無地ノ服紗ヲ、其上ニ懸ケ文鎮ニテ押ヘアリ

此時御杉戸ノ指壺ニハ封ヲ付ケアリ、前晚君侯親カラ封印ヲ製セラル、奥取次之ヲ指壺ニツケル、朝御鈴口開カル、時、奥取次右封ヲ切り取り、君侯ノ見閱ニ供フ

御鈴役ハ頭取或ハ近習ニテ勤ム

君侯御奥ヘ入ラルレハ、御近習等詰所ヘ退ク

御奥ヘ入ラレシ後ノコト充分詳カナラス、先ツ栄操院君ニ御対面アリ、次ニ真龍院君方ヘ到ラル、又御内仏アリ、御歴代ノ御位牌ヲ陳列ス、此ヘモ御参拝アリシナラン乎

四ツ打テハ、君侯御鈴口ニ来ラル、女中鈴ヲ鳴ラシ御出デ御坐ルト云フ、即チ指壺ヲ取り、杉戸ヲ開ク、君侯ハ直チニ御用ノ間ヘ至ラル

御用ノ間ヘ入ラルレハ、配膳役御硯箱等御手廻リノ品ヲ御坐右ニ並ヘ、御用部屋ヲ召シマスカト申ス、ウント云ハル、即チ呼ヒニ往ク

之ヨリ先キ御席ノ坊、年寄衆出頭スル毎ニ、其名ヲ記セル木札ヲ御近習ノ処ヘ持参ス、御近習ハ之ヲ塗札ニ写シ置キ、君侯御用ノ間ヘ入ラルレハ、其入口ニ来リ、順次ニ出席者ノ名ヲ讀ミ上ケ、出席致シマシタト申上ク

年寄衆退出ノ時ハ、坊木札ヲ取りニ来ル、御近習塗板ノ名ヲ消ス

（午後3時）
御用番ハ他ノ年寄衆ヨリ早ク出テ、退出モハツ半ヨリ早キコト稀ナリ

君侯ハ御用番ノ飯ラサル内ハ、御用ノ間ヲ御仕舞ヒニナルコトナシ

斯クテ大抵ハツヨリハツ半マテノ間ニ御用ノ間ヲ仕舞アリテ、御居間ニ至ラル時トシテハ、七ツニ至ルコトアリ、此ニテ御用ナケレハ奥取次ヲ召サレ、御奥ヘ赴カル、御杉戸開閉ノ次第前記ノ如シ

（午後10時）
夜ノ四ツニナレハ、頭取御鈴口ニ至リ御鈴ヲ引キ、女中来レハ、頭取「御次仕舞伺ヒマス」ト云フ、女中「ハイ」ト答ヘテ奥ヘ行キ、軽テ戻リ来リテ「申シ談ジマセ」ト云フ、此ニ於テ頭取、御近習頭ノ席ニ至リ「御次仕舞仰セ出サレマシタ」ト云フ、御近習頭ハ又御次番ノ処ヘ行キ、其事ヲ談ス、是ニ於テ御次戸、其外口々皆締リ、諸人休息ス

（頭注）

「森千万樹日、御次番ハ御部屋住ノ方ニ付、属スルモノハ名ナリ、御代ニ立ラレタル方ニハ、之ヲ御近習番ト云フ、其職掌ハ御口廻リト、御居間廻リノ間ニ詰メ、昼夜双刀ヲ離サス警衛ヲナスモノトス、

御近習番ノ惣数ハ四十五人アリ、内二三人ハ必ス御射手及御異風ヨリ勤メ、余ハ御馬廻組外等ヨリ勤ム」

既ニシテ御鈴鳴ル、此方ヨリ「ハイ」ト云ヒ向ヘ行ク、「御迎ヒナサレ」ト女中云フ、乃チ奥取次ヲ呼ヒニ行キ、「御出デコサインス」ト云フ、配膳役モ来ル、依テ御奥ノ方ヘ「迎ヒマシタ」ト云フ、此ニ於テ君侯出来ラル、直チニ御手水ニ行カレ、夫ヨリ御寝所ニ入り、御召換ノ上、御寝ミ相成ル

御寝衣ハ御国染ノ普通ノ絹衣ノ古キモノヲ召サル

君侯御奥ニテ御泊リノ時、女中御鈴口ニ来リ、「明朝御用ノ品ヲ御上げナサレ」ト云フ、乃チ奥取次方ヘ行キ、「御用ノ品カ上カリマス」ト云フ、是ニテ意義通スルナリ、斯ヲ配膳役ヨリ所謂ル御用ノ品ヲ受取り、御鈴口ニ至リ、女中ニ渡スナリ

御用ノ品トハ御漱ヒノ道具ナリ、縦五六寸、横三四寸、高二寸斗ノ箱ニシテ、楊子等ヲ入ル
此夜ハ御鈴口片締リナリ、此方ヨリ付ケズ、御奥御休ミノ時ハ、御鈴役御鈴ノ間ニ御番ス（ツマリ寝ス）、翌朝御奥ヨリ御目覚ノ報来ル

君侯ニハ御奥ニテ御漱後、直ニ御表ヘ来ラレ、夫ヨリ御入浴等ノ順序、前記ノ如シ
御用ノ間御仕舞ノ後、君侯御奥ニ入ラレズ、蓮池ヘ御出コトモアリ

此等ノ時、御庭締リ仰セ出サルヽコトアリ、其時ハ女中ノミ近侍シ、男子ハ禁セラル

真龍院君金谷ニ御住居中共ニ、庭上ニ御遊歩ノコトアリ、女中御刀ヲ持テ隨從ス

江戸ニテモ御庭締リ時々アリ、其時ハ門ノ口ヲシメ、錠ヲ卸ロス、又年ニ二回斗御鎮守祭アリ、此日ハ往来ノ口ヲ鎖シ、女中等自由ニ其間ヲ往来ス、一年中ノ樂ミノ日ナルヘシ

右鎮守祭ハ、本郷邸内ノ昔茶屋アリ、老婆石ヲ釣リ置キ、人ヲ壓死セシメン処ナリト伝フル、名ハ地蔵堂ト云フモ、実ハ天神ヲ祭レル鎮守ノ祭也

御奥ニテハ女中ノ外、御広式頭御用達等、君侯ノ御相手ヲ致スコトモアリ

中巻 第三 「御側廻」ト「御次内」

一般ニ御側廻リト称スル諸役左ノ如シ

（頭注）

「但、昔ハ奥小将ヨリ御供ニ出ツルコトナカリシカ、今ヤ配膳役ハ表小将ヨリ勤ムルコトヽナリシ故、配膳役モ表小将ノ資格ニテ御供ニ出ツルナリ」

一、御用部屋

四人アリ、内一人ハ人持ヨリ出ツ

二、奥取次

御近習頭中ヨリ勤ム、先ツ四五人アリ

三、配膳役

表小将ヨリ勤ム、惣員八人ナリ、（5代藩主綱紀）松雲公時代ノ奥小将ハ、此頃ノ配膳役ナリ

四、御近習勤仕

平士ヨリ勤ム、惣員十六人アリ、此役名ハ斎泰公ノ時始テ出来シト云フ、以前ハ御居間方ト云ヘリ

御近習勤中ニ頭取四人ヲ置ク、外ニ余ノ勤仕ノ頃ハ、寺田兵馬頭並ニテ頭取ニ入り勤ム

五、御茶道役

平日ハ外ノモノ同様ナリ、市井芳雪一人

一般ニ御次内ト称スルモノ左ノ如シ

一、御近習頭

員数不足ナレトモ、先ツ十人以上アリ、外ニ奥取次ヲ兼ネタルモノ四五人アリ、前ニ出ツ、是等ノ人々惣テ別ニ本役ヲ有シ、此役ヲ兼ル也

大抵左記ノ諸役ヨリ兼ヌ

表小将御番頭 二人

奥小将御番頭 ナキコトモアリ

御使番 二人

表小将横目 二人

御先弓筒頭（御先手） 二人

大組頭

中組頭

御徒頭

二、表小将 二十人

此内配膳役ヲ勤ムルモノ八人アリ

三、配膳奉行

二人アリ、平士役ナリ

四、御近習番

三品ヨリモ御射手、御異風ヨリモ又タ新番ヨリモ出ツ、先ツ武芸鍛錬ノモノヽミナリ、重ナル職務ハ警衛ナレトモ、別ニ種々ナル用務ヲモ勤ム

五、御茶加人

四人アリ、其總轄者ハ市井芳雪ナリ

六、部屋附坊

三四人アリ、御茶道役及加入ニ隸属ス

七、御次坊

御次内ノ給仕ナリ

大略右ノ如シ、而シテ表ノ諸役人ハ一切御次内ヘ入ルヲ得ス、御次内ノ役人ハ一切御側廻ヘ入ルヲ得サルモノトス

第四 御用ノ間

御用ノ間ハ、君侯親カラ国政ヲ執ラルヽ室ニシテ、勝手口ヨリ出入セラレ、外ヨリ御直封ヲ付ラル、今一個ノ口ハ内ヨリ鎖ザス、掃除ノ時ハ君侯御居間ニ赴カレ、後ニテ御用部屋番ヲナシ、配膳役御近習等ニテ掃除ス、御用部屋モ書類杯整理シ、又掃除ヲモ手伝フ

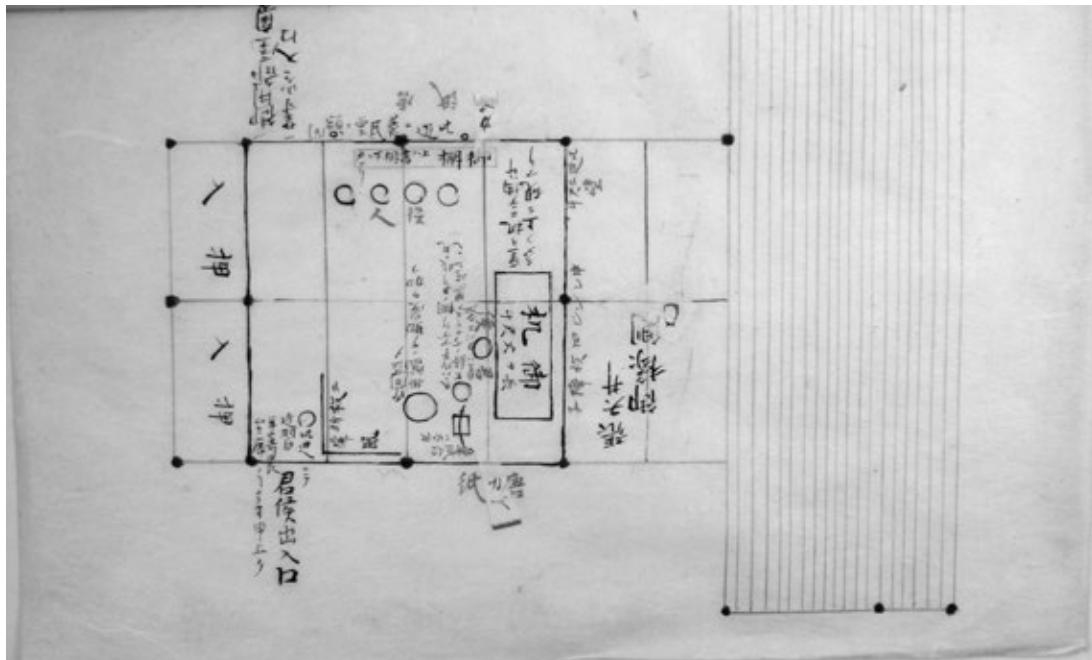
御用ノ間ノ封ハ配膳役之ヲ司リ、御近習頭ハ関係セス、役人ニテ絶ヘス此室ニ出入スルモノハ御用部屋ニシテ、奥取次ハ執達ノタメ常ニ往復セリ

御用ノ間ニテハ、君侯常ニ端座サレ、御行儀ノ宣シキコト普通ノ考ニ及ハス、御手アブリニ手ヲ着セラレシコトハ、之ヲ見シモノナク、又タ烟草ヲ喫ハレ、或ハ茶ヲ呑マレシコトヲ見ス

此室ニハ君侯ヲ初メ、一切座蒲団ナシ

御用ノ間ノ景況左図ノ如シ

（図脱ス）⁽¹¹⁾



御用ノ間（「小川清太見聞録」金沢市立玉川図書館）

下巻 第一 君辺ノ雜事

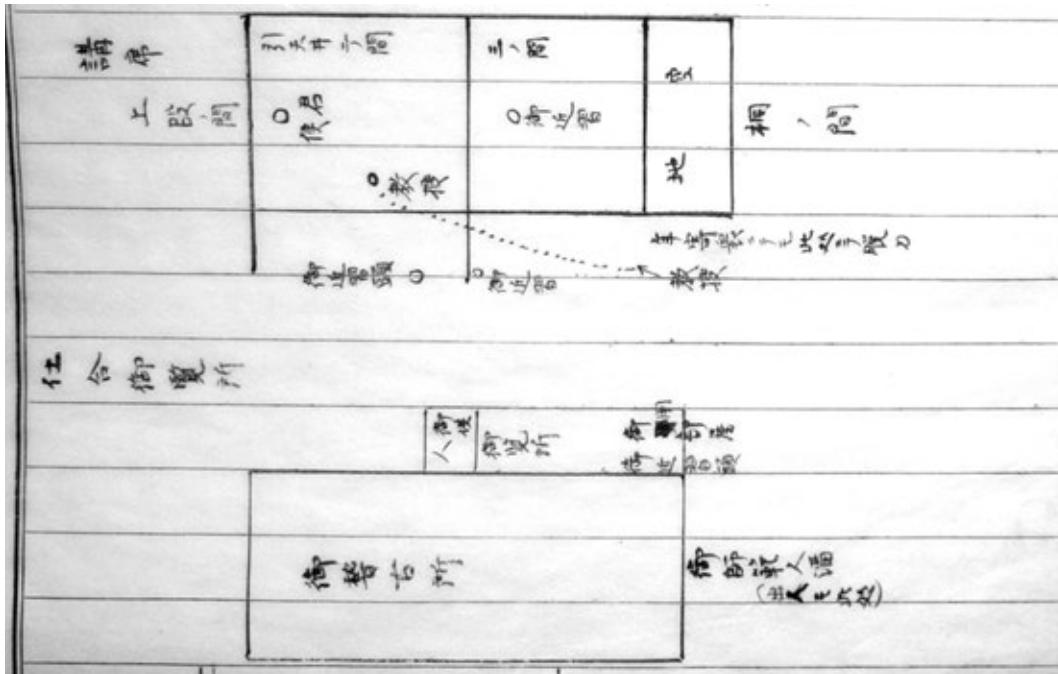
「御近習頭ト御近習」 御近習ハ前記ノ如ク御側廻ニアリテ、極テ君侯ニ親キモノナレトモ、御近習頭ハ之ニ反シテ縁遠キモノナリ、隅々封物杯ヲ持チテ、直接ニ君側ニ行クコトアルモ、平素ハ殆ント君前ニ出ツルコトナシ

「若年寄ハ名誉職ノ如シ」 藩ノ若年寄ハ閑散ナル職ニテ、毫モ政治ニ参与スルコトナシ、但大抵兼務アリ、成瀬主税ノ如キハ若年寄ニテ、御用部屋ヲ兼ネ居レリ、支配ニハ御書物奉行等アリ、余等モ屢々呼寄セラレタリ

「御用ノ間」 君侯ハ時間ヲ定メテ出入サル、臨時ニ御寺御参詣等アレハ、閉鎖シリ、時間中ニ御飯アレハ、又之ニ入ラル、其他白山御参詣、又ハ御鷹野等ノ時ハ終日閉鎖シリ

「講書」 小川ノ御近習タリシ内、君侯ニハ定テ講義ヲ聴カルヽコトニナリ居リ、加藤甚左衛門・杏敏次郎・木下仁平等進講セリ、加藤ハ御次ニ来リ、御居間ノ二ノ間ニテ講セリ、毎月三回位ナリシカト、御指支ノタメ已ミシコトモ尠カラス、時間ハ概シテ午後ノハツ時ヨリナリ、講義中ハ陪聴スルモノナシ、時ニヨリ御近習ノ中ニ、入口ニテ傍聴スルモノモアリ、小川ハ書経ヲ聴キシコトアリ、其此ハ教授二人ナリシヤニ覚ユ、杏等ノ講義ハ御表ニテ聴カレタリ

「武芸ノ御稽古」　ハ鏡ノ間ニテ遊ハサル、諸組ノ仕合御覽ハ御稽古所ナリ、御次ノモノヽ稽古モ此
処ナリ



武芸ノ御稽古 (鏡ノ間) (「小川清太見聞録」金沢市立玉川図書館)

(付箋)

「献金拾五万両」

「献金」 幕府本丸炎上ノ時、加藩ヨリノ献金ハ馬何十疋ニテ運ヒ、路傍觀者皆驚キ居リシト

「御礼ノ間」 平士力年頭ノ御礼ニ出ツル所ハ竹ノ間ナリ、君侯臨御ノ時ハ、御近習頭ニ御用部屋御先立ヲナシ、配膳役御刀持ヲナシ、僅カノ人数ニテ出ラル、平士相続ノ御礼ハ、御小書院ニテ独礼ナリ、此時ハ若年寄等伺候シ、御横目側ニテ睨ミ居ルナリ、諸大夫力年頭御礼ハ奥書院ナルヘシ

「御用ノ間ニ於ケル君侯ノ動静」 君侯ハ御用ノ間ニ於テハ、絶ヘス突袖ヲナシ居ラレ決メ、火鉢ニ手ヲ出サル、様ノコトナシ、始終坐ハラル、所ノ畳ハ赤クナリ居レリ、斯クテ朝ノ四ツヨリ八ツ今ノ午後二時マテヲ定刻トシ、其間ハ絶ヘス御用ノ間ニ在ラル、而シテ御用番ノ引カヌニ、御退出アルコトナシ

御用番ハ他ノ年寄中ヨリハ、半時斗遅ク退出スルヲ通例トシ、御用番若シ夫ヨリ後ルレハ、候モ亦御ノ間ニ残アリ

候力御用ノ間ニアラル、御用部屋奥取次、稀ニハ御近習頭等、種々ナル用務ヲ以テ交々出入セリ、候ハ此等ノモノニ応答セラル、ノ外、絶ヘス帳面ニ日記ヲ書キ居ラル、此帳面ハ、言上書ノ上包等ノ反故ヲ裏返シニシテ綴リタルモノニテ、中折一枚ニテ製セルモノト、半枚ニテ製セルモノトアリ

御手元ニ書類ヲ焼ク機器アリ、火中御用ト称ス、小川屢々焚ヘ居ルヲ見タリ、臭キ故、大抵御閑所ノ前ノ椽ニ出シアリ

「御膳」 御膳ノ御料理ハ御膳奉行毎日献立ヲナシ、之ヲ御看板(塗板)ニ記シ、之ヲ御近習勤仕頭取ニ渡ス、其体裁左ノ如シ

幾日

御汁　〃　〃　朝　　品数

　〃　〃　昼　　三度共同一ナリ

御煮物　　〃　　夕　　(即チ一汁一菜)

御香之物

御飯

麦御飯 (夕方ニ限ル)

御近習頭取ハ、右御看板ヲ御居間へ持参シテ読ミ上ケ、別ニ御仰出サレナケレハ (ナキヲ通常トス) 、又桐之間北ノ椽側ニ来リ、御膳奉行ニ渡スナリ

朔望佳節ニハ、右ノ外ニ御焼物アリ、(13代藩主齊泰) 温敬公ハ「ハチメ」ヲ好マレ、屢々之ヲ用ヒラル
(頭注)

「「ハチメ」魚ノ名、東京ニテハ「カザコ」ト云フ」

元日ニハ御上段御張天井御居間御上段ニ行カレ、御料理ハ御雑煮モ付キ、平日ヨリ品数多ク、二汁五菜位ナリシト覺ユ

「炙點」 温敬公ニハ毎日御炙アリ、御湯殿役常ニ之ヲ上ケ、御入浴前御湯殿ニテ遊ハサル、但シ御寺御参詣ノ時ハ、御飯殿後、御寝所ノ御椽側ニテ遊ハサル、外ニ二年ニ二三度久保三柳罷出テ、御惣身ニ遊ハサル、風市三里クルブショリ手足等ナリ、上ノ方ハ通常ナリ

右御炙ノ日課杯モ非常ニ嚴重ナルモノナリ

「炬燵」 炬燵ハ東京ニナケレトモ、金沢ニハ御居間 (所謂御寝所) ニアリ、御夜具ヲ懸ケアリ、但シ御アタリニナルコトナシ、常ニ夜具ヲアタヘメルノミナリ

「花火」 温敬公度々花火ヲ挙ケサセ御覽アリ、小川は常ニ火指役ニテ、屢々浴衣ヲコガシタリ

五箇ノ百姓ニテ長崎ニテ電気ヲ学ヒ飯リシモノ、嘗テ電気ノ機氣ヲ献セシコトアリ、公此機械ニヨリ、遠方ニテ電池ニ金ヲ突込み、発火セシメラレタリ、或時黒川良安、其他ヲ招カレ、花火ヲ見セテヤルトテ、此機械ヲ用ヒラレシカ、工合能ク行カス、結局大村ノ命ニテ小川点火セシコトアリ
此頃ハ世ノ中ノ開ケ行ク時節ニテ、小川群五郎ニ命シ、打木浜ニテ地雷火ノ試験ヲナサシメラレタルコト杯アリ、是ハ弾丸ヲ地中ニ埋メ、導火ヲ取り発火爆裂セシムナリ

「弁当」 御鷹野等ノ時ハ、弁当ヲ準備サル、箱ハ横長キ形ニテ、上ニ菜アリ、下ニ飯アリ、東京御道中杯ニ準備スルモノモ是ナリ、寺杯ニテ食事ヲセラル、コトハナキカ如シ

「遊覧」 粟ヶ崎御旅屋へ御出ノコト時々アリ、小川モ当テ隨行ス、此時舟遊アリ、公ハ舟小屋ニアル御召船ニ乗ラレ、小川等ハ普通ノ舟ニ乗レリ、船中ニテ料理出来タリ、此日ハ獵師ナカリシ故、小川ノ才覚ニテ獵師ヲ招キ、網ヲ授ケシメ、獲物ノ鮒ニテ指身ヲ拵ヘサセタリ、之ハ隨行ノモノニモ賜ハレリ

此等ノ折ノ御供ハ人数多カラス、立テ落シ決マリ居リ、途中ニ残ルモノ多キ故、船ニ乗ルモノハ少シ
君公ノ御召船ハ屋根舟ナレト幕ヲ張ラス、御姫様杯ノ船ハ塗リアレリ、是等ハ大野ノ側ニ舟小屋アリテ、之ニ納メアレリ

「君侯ト侍臣」 君公ニハ時々御近習杯ト御間話アリテ、御笑ノ出ツルコト杯モ歎カラサルコトナリ、通常御用後ニハ御居間ニ配膳役二人アリ、奥取次モ読上物杯ニ来ル、御近習頭取モ伺又ハ御呼ヒニナリシ時ハ出ル、此等ノモノト屢々御話出ツ

或時龍巻ノ龍、御算用場ヨリ東京上ル温敬公、小川ニ見タルコトアリヤト問ハレ、存セスト答フ、依テ調査ヲ命セラレ、穿鑿セシニ、訓蒙図絵ニ登蛇トアリ、即チ書抜ヲ命セラレ、更ニ山室金左衛門ニ挿絵ヲ命セラレシコトアリ、此等ノ時色々ノ御話出ツ

御用ノナキ時ハ、御近習御三ノ間ニ詰メ居リ (御三ノ間ハ御近ノ番所也) 、取次不在ノ時ハ、御近習ニテ取次ヲナスコトモアリ

御装束ノ間ニハ、君侯ノ御召ヲ納メシ、筆筒、其他御道具類多シ

昭和九年十二月中旬 於前田家尊経閣写

氏家栄太郎識

おわりに

「小川清太見聞録」は、小川清太の談話を纏めた「見聞録」であり、一次史料ではなく、編纂されたものである。この「見聞録」が、どのような性格のものであるのか、どのような立場で書かれたのか、どのような背景があるのかなど、史料そのものの検討を行うことは当然必要なことである。しかし、検証することは大変困難な課題であり、しかも藩主の日常生活を窺い知れる新史料が発見されていない現状を見れば、あえてこの「見聞録」を利用していくなければならない状況にあると思われる。

小川清太が自ら直に見聞きした出来事を記したものであるということ、見聞を聞き記録した者が、清太と同時代の人たちであることなどから、史料的に信頼性の高いものと思われる。こうした記録類を利用することで、これまで見えてこなかった実態が少しでも明らかになり、今後の研究に役立てられれば幸いである。

[註]

- (1) 『御夜話集』（上下）（石川県図書館協会 日置謙校訂 昭和8・9年）。
- (2) 『金沢市史 資料編3』「近世一 藩主と城館」（金沢市史編さん委員会 平成11年）。
- (3) 前掲註2。藩主の日記としては、「藩主の日記」の項で、「松雲公日記」（5代綱紀）・「大梁公日記」（11代治脩）・「温故公日記」（13代斉泰）・「恭敏公日記」（14代慶寧）の一部が翻刻掲載されている。
- (4) 「小川清太見聞録」による13代斉泰の日常生活については、「君侯日常の生活」（『加賀藩主前田斉泰』石川県立歴史博物館 平成7年）、「御居間廻りと藩主」（『よみがえる金沢城2』金沢城調査研究所 平成21年）、「藩主の執務」（『金沢市史 通史編2 近世』金沢市史編さん委員会 平成17年）の各項で、部分的ではあるが紹介されている。
- (5) 小川清太の経歴については、『加賀藩士小川家文書目録』（石川県立歴史博物館 平成2年）のほか、「御礼之次第」「諸頭系譜」（金沢市立玉川図書館近世史料館）、「石川県史第四編」（石川県 昭和49年）など。
- (6) 『加賀藩史料 第14編』「御家老方等」天保9年4月11日条。
- (7) 『金沢市史 資料編4』「近世二 藩制」（金沢市史編さん委員会 平成13年）。
- (8) 堀井美里「近世以降の石川県における史料蒐集の動向」（『金沢大学資料館紀要第5号』金沢大学資料館平成22年）。近藤磐雄は後に前田家編纂事業の成果として、『加賀松雲公』（明治42年）・『芳春婦人小伝』（大正6年）・『天徳婦人小伝』（大正11年）などを刊行している。
- (9) 「小川清太実歴話稿」（金沢市立玉川図書館近世史料館 加越能文庫）。
- (10) 「小川清太見聞録」（上中下巻）（金沢市立玉川図書館近世史料館 氏家文庫）。なお、加越能文庫に「小川清太見聞録」（中巻）も所蔵する。
- (11) 氏家文庫「小川清太見聞録」では、「図脱ス」とあるように、図版が収録されていないので、加越能文庫「小川清太見聞録」から図版を掲載した。